北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、

毎年12月10日から16日までを

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

とすることが定められました。

日本人拉致容疑事案について情報をお持ちの方は、

秋田臨港警察署（０１８－８４５－０１４１）

までお知らせ下さい